

大津市生産調整事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づく米穀の生産調整のため、米穀の生産者等が実施する米穀の生産調整推進対策事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって主要食糧の需給及び価格の安定を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 この要綱による大津市生産調整事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金の額等は、別表に定めるところによる。

(交付申請書)

第3条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市生産調整事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第4条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市生産調整事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市生産調整事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第5条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市生産調整事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市生産調整事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第6条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市生産調整事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市生産調整事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(承認通知書等)

第7条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市生産調整事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市生産調整事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市生産調整事業費補助事業変更承認申請棄却（却

下) 決定通知書(様式第10号)若しくは大津市生産調整事業費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第8条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市生産調整事業費補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 領収書等(明細を記載したものを含む。)の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第9条 規則第15条の規定による通知は、大津市生産調整事業費補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第10条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市生産調整事業費補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第11条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市生産調整事業費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市生産調整事業費補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市生産調整事業費補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成10年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	事業内容	交付の基準	補助金額
(1) 生産調整指導推進事業	農業協同組合	米穀の生産者の主体的な取組や集落、地域での合意形成を尊重しつつ、生産調整の円滑な推進を図ることを目的として指導を展開する事業とする。	農業組合、営農集団等を対象に指導推進会議、指導活動等を実施すること。	事業費（市長が認めたものに限る。）の50%以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、150,000円を限度とする。
(2) レジャー農園開設推進事業	農業協同組合 農業組合 営農集団 転作推進組織	転作の一環として実施されるレジャー農園の開設を推進する事業とする。（農地についての使用収益権の設定又は権利移転に係るものを除く。）	(1) 事業実施主体を単位として前年度において転作等目標面積を達成し、当該年度においても達成確実な計画を策定し、達成していること。（営農集団の目標関係は、主に属する農業組合で判定する。） (2) 1ヶ所おおむね5a以上の規模の新規開設農園であること。	レジャー農園の開設に要す経費（市長が認めたものに限る。）の50%以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、1カ所当たり50,000円を限度とする。
(3) 転作田イベント推進事業	農業協同組合 農業組合 営農集団 転作推進組織	転作田を活用して、米の消費拡大と地域住民の農業への理解を深めるためのイベントの開催を推進する事業とする。	おおむね10a以上の転作田において、農業者を含む地域住民が30人以上参加して行われるイベントであること。	事業費（市長が認めたものに限る。）の50%以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、100,000円を限度とする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

大津市生産調整事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市生産調整事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

事業名		事業年度	年度		
事業施行地		事業費			
補助事業の目的及び内容					
受益 範囲	面積	事業実施 予定期間	着手	年 月 日	
	戸数		完了	年 月 日	
事業予算書					
収入 の 部	区 分	金 額	支 出 の 部	区 分	金 額
		合 計			
その他					
添付書類	(1) 事業計画書（生産指導推進事業にあつては別紙 1、レジャー農園開設推進事業にあつては別紙 2、転作田イベント推進事業にあつては別紙 3） (2) その他市長が必要と認める書類				

(別紙1)

生産調整指導推進事業計画書

1 事業内容

(単位：円)

事業名	事業の内容・開催日時	事業費
計		

2 経費の区分

補助金額	積算内訳

3 その他

--

(別紙2)

レジャー農園開設推進事業計画書

組 織 名 (事 業 主 体)	
農園開設場所 面積 (単位 : a)	
事 業 内 容	目 的 田の枚数 区 画 数 利用内容
経 費	円
経 費 (事 務 費)	円
補 助 金	円

(別紙3)

転作田イベント推進事業計画書

1 事業主体及び住所、代表者	
2 転作田の所在地	
3 当該転作作物	
4 イベント目的及び内容	
5 事業費	
6 開催日時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
7 参加人数・対象	
8 米の消費量・用途	
9 収支計画書	別添のとおり

大津市生産調整事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市生産調整事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので、大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

事業年度	年度
事業名	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
補助決定額	金額
交付条件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市生産調整事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助事業の内容を変更しようとするときは、別に定める補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

注

- この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取り下げをすることができる。
- 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号(第4条関係)

大津市生産調整事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市生産調整事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと決定した理由	

大津市生産調整事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市生産調整事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第5条関係）

大津市生産調整事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市生産調整事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した 条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市生産調整事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市生産調整事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書（生産指導推進事業にあつては別紙1、 レジャー農園開設推進事業にあつては別紙2、転作田イベント推進事業にあつては別紙3） (2) その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

生産調整指導推進事業計画書

1 事業内容

(単位：円)

事業名	事業の内容・開催日時	事業費
計		

2 経費の区分

補助金額	積算内訳

3 その他

--

(別紙2)

レジャー農園開設推進事業計画書

組 織 名 (事 業 主 体)	
農園開設場所 面積 (単位 : a)	
事 業 内 容	目 的 田の枚数 区 画 数 利用内容
経 費	円
経 費 (事 務 費)	円
補 助 金	円

(別紙3)

転作田イベント推進事業計画書

1 事業主体及び住所、代表者	
2 転作田の所在地	
3 当該転作作物	
4 イベント目的及び内容	
5 事業費	
6 開催日時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
7 参加人数・対象	
8 米の消費量・用途	
9 収支計画書	別添のとおり

大津市生産調整事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住所
氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市生産調整事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第7条関係）

大津市生産調整事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市生産調整事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第7条関係）

大津市生産調整事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市生産調整事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第7条関係）

大津市生産調整事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市生産調整事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことを決定したので、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

大津市生産調整事業費補助事業中止 (廃止) 申請棄却 (却下) 決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市生産調整事業費補助事業の中止 (廃止) について、次のとおり承認しないことを決定したので、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市生産調整事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市生産調整事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

事業名		事業年度	年度	
事業施行地		事業費		
事業目的・内容				
受益範囲	面積	事業実施期間	着手年月日	
	戸数		完了年月日	
事業決算書				
収入の部	区分	金額	支出の部	
				区分
				金額
	合計			合計
その他				
添付書類	(1) 事業計画書（生産指導推進事業にあつては別紙1、レジャー農園開設推進事業にあつては別紙2、転作田イベント推進事業にあつては別紙3） (2) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し (3) その他市長が必要と認める書類			

(別紙1)

生産調整指導推進事業実績書

1 事業内容

(単位：円)

事業名	事業の内容・開催日時	事業費
計		

2 経費の区分

補助金額	積算内訳

3 その他

--

(別紙2)

レジャー農園開設推進事業実績書

組 織 名 (事 業 主 体)	
農園開設場所 面積 (単位 : a)	
事 業 内 容	目 的 田の枚数 区 画 数 利用内容
経 費	円
経 費 (事 務 費)	円
補 助 金	円

(別紙 3)

転作田イベント推進事業実績書

1 事業主体及び住所、代表者	
2 転作田の所在地	
3 当該転作作物	
4 イベント目的及び内容	
5 事業費	
6 開催日時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
7 参加人数・対象	
8 米の消費量・用途	

※ イベント内容がわかる写真を3葉以上添付すること。

大津市生産調整事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定をした大津市生産調整事業費補助事業について、次のとおり大津市生産調整事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市生産調整事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市生産調整事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 先 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通・当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

大津市生産調整事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市生産調整事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 18 条第 2 項の規定により次のとおり事前交付請求 (一括・分割) します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 決 定 金 額	円	
補助金を事前交付請求 請求する理由		
補助金の既交付金額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
金 融 機 関	金 融 機 関	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

様式第16号（第12条関係）

大津市生産調整事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市生産調整事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号(第13条関係)

大津市生産調整事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号での交付の決定をした大津市生産調整事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 金 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。